

松江市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

松江市動物の愛護及び管理に関する条例（平成 29 年松江市条例第 119 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
(手数料等) 第 6 条 略 2・3 略 <u>4 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、第 1 項第 7 号の手数料を減額し、又は免除することができる。</u>	(手数料等) 第 6 条 略 2・3 略

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。